

長崎県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金 実施要綱

(趣旨)

第1条 長崎県（以下「県」という。）は、「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」（令和7年12月26日付け障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実施要綱」（令和7年12月26日付けこ支障第447号こども家庭庁支援局長通知）（以下、併せて「国実施要綱」という。）に基づき、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を取得し、取組を推進する（又は見込み）事業所及び処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす（又は見込み）処遇改善加算の対象外サービス事業所に対して、人件費の改善に必要な費用を補助するため、長崎県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、国実施要綱、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年3月30日長崎県告示第460号の9）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助の対象事業所)

第2条 補助の対象事業所は、国実施要綱4（1）に定めるものとする。

(賃金改善の対象者)

第3条 本事業を活用して賃金改善を行う対象者は、国実施要綱4（2）に定める者とする。

(補助金の額)

第4条 補助額は、原則として長崎県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が、国実施要綱5に定める方法により算出した額とする。

- 2 前項の算出の基となる一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額又は障害児通所支援等報酬総額（以下、「報酬総額」という。）については、この補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）が国保連に送付する請求情報を用いる。
- 3 指定障害児入所施設については、県へ請求する報酬総額に基づき、県が算出した額とする。

（補助金の支給要件）

第5条 補助金の支給要件は、国実施要綱6に定めるものとする。

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、国実施要綱7に定めるものとする。なお、補助金を充當する人件費の改善は、別に定める期日までに実施するものとする。

（計画書等の提出）

第7条 補助事業者は、次の各号に掲げる書類を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- (1) 障害福祉従事者待遇改善緊急支援事業に係る誓約書（別紙様式1）
- (2) 障害福祉従事者待遇改善緊急支援事業計画書（別紙様式2-1及び2-2）
- 2 第13条第2項及び第3項に該当する補助事業者は、前項に定める書類に加えて、振込口座登録票（別紙様式2-3）を提出するものとする。
- 3 第1項第2号の障害福祉従事者待遇改善緊急支援事業計画書（別紙様式2-1及び2-2）を規則第4条に定める補助金等交付申請書とみなす。

（変更の届出）

第8条 補助事業者は、国実施要綱8（4）の①から③に該当することとなった場合は、変更届出書（別紙様式4）により知事に届け出るものとする。

（特別な事業に係る届出）

第9条 補助事業者は、国実施要綱8（5）に該当することとなった場合は、特別な事情に係る届出書（別紙様式5）により知事に届け出るものとする。

（補助金の交付決定）

第10条 第4条の規定に基づき算出した補助金額は、原則として国保連を通じて（指定障害児入所施設については、県から）補助事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、第7条に定める計画書等の内容を審査し、適當と認める場合は、交付決定を行い、交付決定通知書により補助事業者に通知するとともに、補助金を支払うものとする。

（補助金の額の変更）

第11条 交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合は、変更承認申請書（別紙様式6）により知事に届け出るものとする。

(交付の条件)

第12条 この補助金の交付に当たっては、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(補助金の交付)

第13条 補助金の支払については、原則として、補助事業者ごとに一つの口座に対して行うものとする。その際、振込先口座は、原則として、補助事業者が国保連に介護給付費等の振込先口座として登録している口座とし、県が国保連から必要な口座情報の提供を受けることについて、障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業計画書（別紙様式2-1）により補助事業者から同意を得ることとする。

- 2 民間事業者による報酬ファクタリングのサービスを利用し、介護給付費等の債権譲渡を行っている施設・事業所等が交付対象事業所に含まれる場合には、補助金の適正な執行の観点から、債権譲渡を行っていない施設・事業所等の振込先口座又は振込先口座登録票（別紙様式2-3）により知事に届け出た口座に支払うものとする。
- 3 指定障害児入所施設については、振込先口座登録票（別紙様式2-3）により知事に届け出た口座に支払うものとする。

(障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実績報告書)

第14条 補助事業者は、国実施要綱8（2）の障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実績報告書（別紙様式3-1及び3-2）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 補助金の額の確定通知は、交付額確定通知書により行うものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、補助事業者が国実施要綱9（1）に該当する場合は、既に交付された補助金の一部又は全部について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（検査及び報告等）

第17条 知事は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて補助事業者に対し、検査、報告その他の必要な措置を求めることができる。補助事業者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（帳簿等の整備及び保存）

第18条 補助事業者は、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（補助金の交付手続きの省略）

第19条 規則第16条による補助金の交付手続きについては、規則第21条の規定により請求書の提出を省略する。

（その他）

第20条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年1月22日から施行する。